

## 東日本大震災に伴うボランティア活動の参加について

本学学生が東日本大地震に伴う被災地で、ボランティア活動を行う際の取扱いを定めましたので、ボランティア活動に参加予定の学生のみなさんは、下記の内容に従って行動して下さい。

1. ボランティア活動に際して、政府や関係団体等が提供する情報を把握し、状況や注意事項などを十分に理解した上で参加すること。  
なお、参加に当たっては、原則として1週間前までに所定の様式により学生課に届け出ること。
2. 参加できるボランティア活動は、公的団体や社会的に評価されているNPO・NGOが行うものに限ります。
3. 参加するボランティア活動団体との説明を十分に受け、安全を確認し、避難指示や避難勧告等の出ている地域には立ち入らないこと。

※参考 ・内閣府：<http://www.bousai.go.jp/volunteer/index.html>  
・全国社会福祉協議会：<http://www.shakyo.or.jp/saigai/touhokuzisin.html>

4. ボランティア活動に際して、必ず保険に加入すること。  
○加入したことを証明する書類の写しを添付してください。  
○学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）は、適用されません。  
○社会福祉協議会のボランティア活動保険（社会福祉法人 全国社会福祉協議会）は、個人でのボランティア活動に対応しています。

※参考 ・保険期間 1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）  
・年間保険料 補償額に応じて490円又は720円  
・保険金 死亡・後遺障害 1,400万円又は2,000万円  
<http://www.fukushihoken.co.jp/>

5. ボランティア活動を終了した場合は、必ず「ボランティア活動報告書」を提出すること。
6. 親族（2親等以内）を支援する旅行も「ボランティア活動」及び「ボランティア団体等」を「親族支援」及び「親族」と読み替えて、届けを提出してください。  
なお、この場合ボランティア活動保険は適用されません。

平成24年4月25日

【提出先及び問い合わせ先】

学生課学生支援グループ（2番窓口）